

2018年11月21日

IFRS 解釈指針委員会 御中

「IFRS 第9号『金融商品』及び IAS 第39号『金融商品：認識及び測定』－キャッシュ・フロー・ヘッジ関係における、可能性が非常に高いという要求の適用」に関するアジェンダ決定案に対するコメント

1. 当委員会は、「IFRS 第9号『金融商品』及び IAS 第39号『金融商品：認識及び測定』－キャッシュ・フロー・ヘッジ関係における、可能性が非常に高いという要求の適用」に関する IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）の2018年9月の IFRIC アップデートにおけるアジェンダ決定案に対するコメントの機会を与えられたことを歓迎する。
2. 当該アジェンダ決定案は、特定の事例について、IFRS 第9号及び IAS 第39号における、予定取引がキャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるヘッジ対象として適格となるためには、「可能性が非常に高くなければならない」という要求事項をどのように適用するかについての要望に対応するものである。アジェンダ決定案に記載のとおり、要望書に記載された金融商品は一般的ではなく、基準アジェンダ設定に追加しないというアジェンダ決定案の内容に同意する。
3. また、当該アジェンダ決定案は、予定取引の時期及び規模に関する不確実性が IFRS 第9号及び IAS 第39号を適用する場合の「可能性が非常に高い」の評価にどのように影響を与えるのかという、より幅広い事項に関連した追加的な質問にも対応している。当該アジェンダ決定案では、IFRS 第9号に関する結論の根拠 BC6.95 における、IAS 第39号に付属する適用ガイダンスを棄却したことを意味するわけではない旨の記述を参照した上で、当該適用ガイダンスにおける規定を主な根拠として、予定取引が可能性が非常に高いかどうかを企業が判定するための適切な基礎を既存の要求事項が提供していると結論付けている。
4. しかしながら、IFRS 基準に付属する結論の根拠及びアジェンダ決定は、いずれも規範性を有していないため、IFRS 第9号の公表に伴う IAS 第39号改訂の際に削除さ

れている当該適用ガイダンスが規範性を有するものであることについては担保されていない。規範性のない IFRS に帰属する結論の根拠及びアジェンダ決定における記述を根拠として実務上の論点に対処すべきではなく、規範性のある文書を通じて、参照する当該適用ガイダンスの位置付けを明らかにすべきと考えられる。

5. また、当該アジェンダ決定案において当該適用ガイダンスの規定を参照していることは、予定取引が可能性が非常に高いかどうかを企業が判定するための適切な基礎を、現行の IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号が十分には提供していないことを示していると考えられる。
6. 以上より、我々は、当該アジェンダ決定案において参照している当該適用ガイダンスの規定を IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号に追加することが適切であるか否かについて、当該適用ガイダンスを引き継がないと決定した理由を見直すことにより、再度検討することを提案する。
7. 我々のコメントが、委員会及び IASB の将来の議論に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小野 行雄

企業会計基準委員会 委員長